

企画競争説明書

業務名称：パナマ国首都圏都市交通3号線事業公共交通指向型
開発（TOD）にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号：20a00989

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月27日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年1月27日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パナマ国首都圏都市交通3号線事業公共交通指向型開発（TOD）にかかる情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

【契約第一課、田中 圭介 (Tanaka.Keisuke@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

中南米部 中米・カリブ課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年2月5日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年2月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月19日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説

明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（4）提出書類：プロポーザル及び見積書

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

第3. の6. 調査内容（1）～（3）および（7）（8）の情報収集に係る現地再委託費又は特殊傭人費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

・特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨（US\$ 1）＝103.735000 円

b) EUR 1 ＝126.399000 円

5) その他留意事項

特になし。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に

当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／公共交通指向型開発
- b) 都市計画・地域計画（土地区画整理）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.00 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点

50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年3月8日(月)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

ます。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：次のとおり、大きく分野と地域に2分して評価することとする。

- ① 分野：沿線開発・公共交通計画分野、マクロ経済調査・分析に係る業務経験を有することが望ましい。
- ② 地域：中米・カリブ地域での業務経験を有することが望ましい。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、JICA関係者のパナマへの渡航は段階的に再開しており21年4月以降の渡航再開を想定しているものの、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が後ろ倒しになった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、見積もり及び制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／公共交通指向型開発
- 都市計画・地域計画（土地区画整理）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／公共交通指向型開発）】

- a) 類似業務経験の分野：公共交通指向型開発
- b) 対象国又は同類似地域：中米・カリブ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語を主とし、西語が出来れば加点要素とする

【業務従事者：担当分野 都市計画・地域計画（土地区画整理）】

- a) 類似業務経験の分野：都市計画・地域計画（土地区画整理）
- b) 対象国又は同類似地域：中米・カリブ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語を主とし、西語が出来れば加点要素とする

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただ

し、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／公共交通指向型開発	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：都市計画・地域計画（土地 区画整理）	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パナマ国首都圏都市交通3号線事業公共交通指向型開発（TOD）にかかる情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

2. 調査の背景と必要性

パナマの首都であるパナマ市を中心としたパナマ首都圏は急速な都市膨張に晒されている。地方部と都市部の極端な社会経済格差による向都離村が人口増加に拍車をかけ、2017年時点でパナマ首都圏は総人口410万人（2017年時点、世銀）の半数相当である約190万人（世銀）の人口を有するまでになっている。人口増加に加え、車両数の増加により深刻な交通混雑を引き起こしているが、首都圏の都市交通システムは依然整備が立ち遅れており、都市バス或いは中距離バスは、十分に都市交通ニーズに対応できておらず、自家用車の通勤利用が増加の一途を辿っている。他方で、首都圏中心部の地価高騰により、居住地域は辺縁部に拡大しており、首都圏中心部と辺縁居住地域との間で、朝夕のピーク時間帯を中心に深刻な交通渋滞が発生しており、首都圏における都市交通システムの改善が交通渋滞の緩和と環境問題の悪化を防ぐための緊切な課題となっている。首都圏は南側にパナマ湾を配し、東部・北部・西部に拡大してきているが、西部地域はパナマ運河渡河を要するため、居住地域としての開発は後発であった。しかし、現在では首都圏西部地域（アライハン及びビョレラ）には首都圏総人口の約27%にあたる約52万人が居住しており、近年西部地域の住宅開発が進められており、急速な人口増加がみられている。将来予測によると2040年までには約100万人に達し、首都圏全体の約33%を占めるとされている。

係る状況下、JICAは「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業」の実施を通じ、首都圏西部地域と中心部をつなぐモノレール方式の交通システムの導入により、西部地域へのアクセスの大幅な改善及び首都圏の交通機能の改善に資する事業を実施している。同事業は都市開発のバックボーンとなり、同事業を通じ西部地域における新たな経済活動の誘因が見込まれる。現在、西部地域のインフラ・住宅開発は着々と進められているものの、3号線事業の連結性を念頭に置いた沿線開発は現状行われていないことから、整備予定駅周辺の開発計画や交通結節点の整備を実施する必要がある。

3. 調査の目的と範囲

（1）目的

本調査においては、1）フィーダー機能の充実及び駅周辺開発による3号線事業の利便性向上、及び、2）西部地域における雇用機会の拡大による、首都圏中心部に集中している経済活動の分散化及び商業活動の地域均等化を大目標とし、公共交通指向型開発（TOD）実現のための情報整理及び施策検討を実施する。また、パナマ

側関係機関に対する調査結果の共有及び日本の TOD 開発事例の紹介を通じ、3号線事業における TOD 事業の必要性に関する関係アクターの理解醸成を行う。

(2) 対象地域

パナマ国首都圏西部地域（西パナマ県アライハン市、チョレラ市、パナマ市）

(3) 想定されるパナマ側関係機関

相手国関係機関名： メトロ公社 (Metro S. A.)
 住宅土地整備省 (MIVIOT)
 公共事業省 (MOP)
 商業・産業省 (MICI)
 西パナマ県アライハン市、チョレラ市、パナマ市

(4) 想定される関係開発機関

開発機関名：米州開発銀行 (IDB)、世界銀行、国連開発計画 (UNDP)

(5) 調査の範囲

本調査は、上述の(1)調査の目的を達成するため、「4. 調査実施の留意事項」を踏まえ、「5. 調査項目」及び「6. 調査内容」により構成される調査を計画・実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 調査実施の留意事項

(1) 本調査の実施体制

本調査では、想定するパナマ側関係機関は上述3.(3)、(4)のとおり複数にまたがる。アポイントメント等取り付けは原則受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション・情報収集のため、JICAから関係機関へレターを发出する等、調査を円滑に行うための支援を行うことも検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、前広にJICAに相談し、支援を依頼すること。

(2) JICAとの情報共有

調査計画の策定、調査実施、パナマ側との調整内容についてはJICA（中南米部中米・カリブ課、パナマ事務所）と事前に十分情報共有し、協議の上進めること。

(3) パナマ首都圏の開発を踏まえた検討

以下背景や同国における本事業の位置づけや他開発機関の動向を認識した上で、情報収集や関係機関の理解醸成、主要プロジェクトの提案等の調査を進めること。

- ① パナマ政府は、2017年に国家協力計画「パナマ・コオペラ2030」（Panama Cooperera 2030）を打ち出しており、同国政府が今後取り組むべき重点分野や被援助国から援助国への転換に向けた協力への関心が示されている。更に、2020年7月の大統領演説においては、経済復興にむけた優先計画（経済復興計画）として、雇用創出のための都市交通3号線事業の推進が含まれ、本事業は同国の重要な公共事業に位置づけられている。

また、「パナマ戦略計画2015-2019」（国家開発計画）において、重点分野の

一つに社会開発（生活の質向上）を掲げ、都市交通整備プログラムとして、メトロ公社による大量輸送交通システム整備を進めた。既に2014年に北側への都市交通1号線（MRT方式）を開業、2019年に東側への都市交通2号線（MRT方式）が開業した。

- ② 現在メトロ公社計画局が主体となり、既存の1号線及び2号線の沿線開発計画を進めているが、パナマ国内においては必ずしもTODという概念が浸透しているわけではなく、また多数の関係機関の合意と関与が必要とされる沿線開発事業においてはTODの概念や各機関にとってのメリット等を丁寧に説明し理解を得る必要がある。関係機関との協議に際しては、TODのコンセプト及びその開発効果、各関係機関への利点を、具体例を示しつつ、明瞭に説明した上で必要なヒアリングを行うこと。
- ③ 他の開発機関の対応としては、米州開発銀行は都市交通2号線のF/S及びメトロ公社の能力強化に係る支援や、2015～2016年に、IDBによる首都圏の持続的な都市開発にかかる政策立案及び総合計画策定のためのPlan Integral de Movilidad Urbana Sostenible (PIMUS) の実施等がある。その他、世銀もパナマ市カレドニア地区の都市再開発にかかる調査等、駅前開発及び都市開発に係る協力を実施している。
- ④ 「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業」は、2020年度第4四半期に本体工事着工予定。

（4）現地調査

下記の「5. 調査項目」における現地情報収集やTOD事例の紹介にあたっては、現地再委託費の活用等のローカルリソースの活用を通じて、現地状況を十分に反映した調査内容となるよう留意すること。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、各種制約等も想定されることから、効率的、合理的な方法を検討すること。

5. 調査項目

以下の項目により構成される調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地調査について、より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。

- （1）首都圏におけるTODの必要性分析及びパナマ国内事例含むTOD事例収集
- （2）首都圏西部地域の社会経済状況
 - 人口、経済活動、主要商業施設、住宅開発現況
 - バス等を含む既存の交通ネットワーク、交通量調査
- （3）首都圏における土地利用現況、不動産情報
- （4）中央政府、地方自治体等の首都圏西部地域開発計画・地域開発事業
- （5）関係機関及びその役割
- （6）TOD実施に係る都市開発関連法規制
 - 都市計画法
 - 土地区画整理法、土地利用規制
- （7）民間の事業参画ポテンシャル
 - 西部開発に係る民間による開発・投資動向
 - 開発アクター・ステークホルダーの現況整理

- 地価相場
 - ビジネス環境
 - 民間参画促進のための具体的な手法提案
- (8) TOD事業案の提案
- 全駅のコネクトプランの作成及び(1)及び(2)を踏まえたTOD実施対象となる主要開発対象駅の選定
 - 主要駅におけるTODコンセプト、主要プロジェクト(駅周辺開発、交通結節点整備、土地区間整備)の提案
 - 主要提案プロジェクトの事業費概算、経済・財務分析
 - 主要提案プロジェクト実施のための現在の障壁の分析
 - 民間アクター参画のための具体的取組の提案

6. 調査内容¹

- (1) 首都圏における社会経済および土地利用状況に関し情報収集・分析(国内・遠隔調査/2021.4~2021.5を想定)
- (2) 首都圏におけるTODの必要性及びTOD事例に関する情報収集・整理・分析(国内・遠隔調査/2021.4~2021.5を想定)
- (3) 首都圏の沿線開発に関連する以下の項目の情報収集・整理・分析(国内・遠隔調査/2021.5~2021.6を想定)
 - ・関係アクター及びその役割
 - ・中央政府・地方自治体等の首都圏地域開発計画/事業、意向
 - ・民間セクターの動向
 - ・都市開発に係る関連法
- (4) 上述の(1)~(3)を踏まえた、首都圏西部地域である3号線沿線開発事業に係る現状の課題整理及び駅毎の沿線開発事業(フィーダー機能導入、土地利用改善策、駅周辺開発事業等)の可能性を抽出(国内・遠隔調査/2021.5~2021.6を想定)
- (5) 上述の(1)~(4)を踏まえた、関係機関のTOD理解促進を目的とした、日本のTODの概要に係るデジタルコンテンツ作成(国内・遠隔調査/2021.5~2021.12を想定)
- (6) (1)~(5)を踏まえ、現地調査の実施方針を策定(国内及び現地/2021.5~2021.12を想定)
- (7) (6)を踏まえ、関係機関への調査結果や調査項目の説明を実施し了解を得ると共に、現地調査を通じ、上述の(1)から(4)に係る情報収集及び国内調査結果の精査を行う。なお、関係機関への説明においては、日本のTOD事例紹介を含めること(国内及び現地/2021.6~2021.12)
- (8) 他ドナーに対するヒアリングを実施し、パナマにおける都市開発に係る支援方針及び動向、現状と課題等について情報収集・分析(国内及び現地/2021.6~2021.12を想定)
- (9) 上述の調査結果を踏まえ、各関係機関の首都圏西部・沿線開発計画の意向および役割分担を取りまとめ、阻害要因と解消策について整理・分析を行

¹ (1)~(3)および(7)(8)の情報収集をするにあたっては、ローカルコンサルタントを活用するなど、現地再委託することを可とし、経費については特殊備人とした場合においても別見積もりとする。

う。また各駅のTODコンセプトプランと主要駅の選定及びTODコンセプト、主要提案プロジェクトの策定（国内及び現地／2021.6～2021.12を想定）

(10) 上述の調査結果を踏まえ、ドラフトファイナルレポートを取り纏め、関係機関に対し調査結果報告及び調査結果を踏まえた提言を行い、3号線沿線における関係機関のTOD事業の必要性に係る理解の醸成を行う。その際、(5)で作成したデジタルコンテンツを活用する（国内及び現地／2021.12～2022.1を想定）。

(11) 上述の調査結果を踏まえ、報告書を作成（国内及び現地／～2022.2）

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートおよびデジタルコンテンツとし、最終成果品の提出期限は2022年2月下旬とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上その内容について了承を得るものとする。

報告書	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	電子データ
インセプションレポート	業務開始1か月後	電子データ
プログレスレポート	2021年8月末	和文2部、西文10部および電子データ
ドラフトファイナルレポート及びデジタルコンテンツ	2021年12月下旬	和文3部、西文10部および電子データ（デジタルコンテンツは電子データのみ）
ファイナルレポート及びデジタルコンテンツ	2022年2月下旬	和文5部（製本版） 西文10部（製本版） CD-R3枚 （デジタルコンテンツはCD-Rに含める）

注1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したのものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 詳細活動計画
- ④ 業務フローチャート

ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

I. 調査の背景・目的

II. 首都圏西部地域及びTODの現状と課題

- (1) 首都圏西部地域の社会経済状況（人口、経済活動、主要商業施設、住宅開発現況、バス等を含む既存の交通ネットワーク、交通量調査）
- (2) 首都圏における土地利用現況、不動産情報
- (3) 中央政府、地方自治体、他ドナー等の首都圏西部地域開発計画・地域開発事業
- (4) 関係機関及びその役割
- (5) TOD実施に係る都市開発関連法規制（都市計画法、土地区画整理法、土地利用規制）
- (6) 民間の事業参画ポテンシャル（開発・投資動向、ステークホルダーの現況整理、地価相場、ビジネス環境）
- (7) TOD事例
- (8) 各関係機関の意向および役割分を踏まえたTOD事業の阻害要因と解消策

III. 文献調査及びヒアリングを踏まえたTOD事業提案

- (1) 各駅のコンプレックスプラン及びTOD実施対象となる主要開発対象駅の選定
- (2) 主要駅におけるTODコンセプト（駅周辺開発、フィーダー機能導入、交通結節点整備、土地区間整備・土地利用改善）
- (3) 民間アクター参画のための取組
- (4) 主要提案プロジェクト（概要、事業費概算、経済・財務分析、課題等）
- (5) 関係機関に対する調査報告結果

IV. まとめ・提言

以上

第4 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年4月より2022年3月まで本業務を実施することを想定しています。

2021年8月末までにプロGRESSレポートを、2021年12月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出してください。提案者が最適と考える業務の行程をプロポーザルで提案してください。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 16 人月 (M/M) (現地 : 9M/M、国内 : 7M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/公共交通指向型開発 (2号)
- ② 都市計画・地域計画(土地区画整理) (3号)
- ③ 交通計画
- ④ 公共交通施設計画
- ⑤ 不動産開発・商業施設計画
- ⑥ 経済・財務分析・ファイナンス分析

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタン等)への再委託を認めます。

- ・第3. の6. 調査内容(1)～(3)および(7)(8)の情報収集に係る業務

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行ってください。現地再委託を行う場合には、プロポーザルで現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で記載してください。

(4) 公開資料

ODA 見える化サイト「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業(第一期)」

<https://www.jica.go.jp/oda/project/PA-P2-1/index.html>

外務省「パナマに対する円借款「パナマ首都圏都市交通3号線整備計画」に関する書簡の交換」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003234.html

(5) その他留意事項

1) 安全管理

原則、事務所の指示に従う。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICA パナマ事務所や在パナマ日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。